

書評

井手文雄著 『近代財政學』

— 財政における生産原則の支配について —

池田浩太郎

横濱國大教授井手文雄博士の近著「近代財政學」(稅務經理協會一九五六年一月發行、三六〇ページ)は近年のわが國財政學界における最高收獲のうちにかぞえられる。

この勞作は概論書ではあるが、財政全般の問題がただ雜然と陳列されているわけではない。博士の獨創的見解が統一的體系に展開されているのである。このいみで本書は財政學界を啓發するきわめて特色ある勞作であるといつてよからう。

本稿では「近代財政學」の内容にそつて博士獨自の見解を把握検討し、あわせて筆者と多少とも意見を異にする部分のみをとりあげたいとおもう。本書の紹介は本文で、傍註では筆者の

感想をのべるつもりである。

二

本書の目標を「近代財政學」の内容に即していえばつきのごとくならう。資本主義經濟の再生産過程を可能にする原則、いかえれば資本主義經濟の維持と發展のための根本原則は資本主義生産原則である。資本主義下のもろもろの財政事象(あるいは財政政策)は結局生産原則の支配下にある。財政諸學説も一應は普遍妥當性をめざすものであるが、やはり生産原則に適合する程度に應じて現實性をもちえたのである。それが生産原則の直接間接の辯護になつている場合もすくなくない。こゝに資本主義下の財政と財政學説の歴史性がみとめられるだらう。財政諸事象における生産原則の支配(優位性)を財政の個々の側面にまでわたつて認識することが本書の目的となつている。財政の生産原則による理解こそがこの勞作のめざすところなのである。

本書はつぎの六編からできている。

- 第一編 財政および財政學
- 第二編 經費論
- 第三編 收入總論および本源的収入論
- 第四編 派生的収入論 一(租稅論)
- 第五編 派生的収入論 二(公債論)
- 第六編 予算および決算制度論

以上の編別に従って井手博士の所説を紹介批判してゆこう。

〔第一編〕 財政とは國家その他の公共團體の經濟である〔近代財政學〕一ページ、以下本書の引用はページだけしめす。財政の本質的特徴はつぎの二點に存する。第一は強制原則の全面的支配である。すなわち財政の領域では「租税はもとより、その他の収入、および經費の全面にわたり強制要素が浸透している」(一〇—一ページ)ことである。第二は財政が公共欲望充足を目的としていることである。國家の欲望は國民全體の利益といういみではかならずしも公共性をもつとはいえない。むしろ實質的には階級的利害をになつていることがおおいのである。しかし國家欲望はあくまで公共欲望のかたちでのみ出現するのである。

〔1〕 井手博士が財政の根本特徴を、いまのべたような意味での強制性と公共性にもとめておられることは筆者も同感である。さらに筆者もこの二點こそ財政の歴史性と社會性の基礎になつているとかんがえる。この場合財政の歴史性と社會性に關する筆者の意見は井手博士のものとは多少ことなるようである。井手博士は主として經濟制度としての資本主義(あるいは資本主義生産原則)と財政との關聯からこれを意識される。しかし筆者は財政を、資本主義をもふくめた西歐社會の近代化の一環として把握すべきであるとおもう。あるいは社會體制としての資本主義との關聯において財政の歴史性と社會性を認識すべきであるといつて

よからう。筆者の論據は簡單にいえばつぎのごとくである。

財政は強制性をもつた經濟である。この強制性は公共權力に基礎づけられている。權力の背後には階級利害を秘められているとしても、權力はあくまで公共的に出現する。權力が公共的だからこそ、強制性が普遍的、一般的に浸透しうるのである。財政が客觀的秩序として現象してくるのである。ところでこのいみの權力の公共性はいかなる條件によつて可能であろうか。結論的にいえば、公法領域の確立、市民社會の成立、デモクラシーの進展、官僚機構の確立、資本主義經濟様式の生成など近代西歐社會の特有な諸現象の出現がいまつて權力の公共性を可能にした存在するのである。こゝに公權力の歴史性と社會性が存在する。こゝに財政の歴史性と社會性をみとめなければならぬであらう。参照 J. Schumpeter, *Krise des Steuerstaates*, 1918, *Aufätze zur Soziologie*, Tübingen, 1953 (木村元一譯「租税國家の危機」一九五一年)。

資本主義の生成にもなつて、そのときどきの財政は多様な任務をもつた。しかしこの多様さは、あくまで資本主義經濟の維持促進という根本目的達成のための任務の具體的あらわれかたの多様でしかない。この事態を原理的なかたちで表現すると、「財政政策はつねに生産原則によつて支配されてきた」(七〇ページ)といえるであらう。この場合資本主義社會における生

産原則とは、いつも交換價值—利潤の創出を目的とするものであることに注意すべきである。

従来財政原則といわれてきた量出制入原則や收支均衡原則は財政技術原則とよばれるにふさわしい。すなわちこれらは財政政策原則(生産原則)に適合させるための具體的技術的運営原則なのである。

財政における生産原則の支配は財政史のおしえるところである。

自由資本主義の時代には市場經濟機構は完全な自律性をもっていた。國家經濟は私的市場經濟に關與するかぎり國民經濟の生産性を弱体化させる。それゆえ國家經濟は非生産的であった。この時代では生産原則が潜在化していたのである。「生産原則はこの財政の非生産的性格をもっとも稀薄ならしめる方向に作用したのである」(七四ページ)。いわゆる量出制入原則、收支均衡原則はこの時代に適合した財政技術原則だったのである。獨占資本主義時代にすゝむにつれて財政政策における生産原則の支配は次第に顕在化してくる。獨占資本主義が高度化してくると、使用價值と交換價值との乖離がはつきりとあらわれつき、再生産過程の自律性が漸次うしなわれる。

「今や財政は……再生産過程そのものの機構内に入りこんである。生産原則としての財政政策は具體的には景氣原則の形であらわれる。たゞこの場合景氣原則の任務は波動運動による

再生産過程の均衡恢復の困難を緩和するにとどまることに注意すべきであろう。この時期では財政はもはや收支均衡原則によって運営されるのではなく、長期豫算の必要がみとめられるのである。

一九二九年の恐慌につづく慢性不況の時代には資本主義の自律性はまったくうしなわれた。生産原則にもとづく財政政策は有效需要の創出というかたちをもって出現しなければならぬ。いわば「使用價值的、物財的意義において非生産的であるが、交換價值的意義では(資本主義營利原則を満足させる意義においては)生産的である財政政策がとられたのである」(八五ページ)。一九三九年の第二次大戰頃になると生産原則としての財政政策は生産原則自體として登場する。この時期では再生産過程外の消耗品たる軍需品の生産が目的なのである。軍需品生産は交換價值的、利潤獲得といういみみにおいてのみ生産的である。いまや生産原則本来の性格が如實にしめされるにいたつたのである。

かくして「財政學はまず政治の經濟化たる財政から國家欲望の實體をつきとめ、つぎに一轉して國家欲望を基準として財政效果の評量、すなわち、どの程度財政が國家欲望を實現するか……を明かにしなければならぬ。しかしてこの一連の検討によって財政の社會經濟的意義、その歴史的作用を認識すること、これが財政學の課題である」(二九ページ)。

以上のような問題意識をもって博士は個々の財政領域の分析

にすゝまれるのである。

〔第二編〕博士によれば「経費現象は財政現象である。財政學は當然経費論をもその内容として包攝しうる。しかも単に経費をあたえられたものとしてその數量と種類とを認識するだけにとどまらず、それを批判し、決定することも財政學の任務とかがえられるのではあるまいか」(三八ページ、傍點は筆者のもの)という結論となる。

〔2〕経費のとりあつかいについての博士の結論はいくぶん曖昧である。さきに引用した句の後半すなわち「……それを批判し決定することも財政學の任務とかがえれる」という文章を内容的に検討するとかなり不明瞭であろう。筆者はこの文章を、本書の前後の關係からひとまず國家收支調整の見地から経費を批判し、決定すると解釋した。また井手博士によると公共欲望の實體をつきとめることも財政學の任務であるから経費をこの觀點から批判することは経費論の任務となろう。しかしこれだけでは経費批判の側面は依然あきらかでない。一六三ページで井手博士は、インフレーション問題と關聯して、経費は主として量が問題であるといっておられる。しかし、こゝで経費一般が量の問題であると博士がいつているのか否かは不明である。しかし「……決定することも財政學の任務」という表現にはどうも納得できないものがある。

経費政策の原則も生産原則である。経費の生産原則は通説に

おける経費の國民經濟の原則とほぼおなじ内容をもつ。通説における経費の政治的原則、財政的原則、社會的原則などは生産原則に従屬する技術原則とかがえられるであろう。

ワグナーのいわゆる「経費膨脹の法則」はたゞ資本主義經濟の矛盾の存続するかぎり存在する。資本主義の内在的矛盾の緩和としての経費膨脹の意義を認めなければならぬのである。

経費膨脹の法則は資本主義經濟秩序の存続維持という國家の意圖を背後にもっているのである。こゝに経費膨脹法則の歴史的社會的意義がみとめられるといふべきであろう。

〔3〕井手博士の経費膨脹法則の解明は問題の非常に重要な一側面に光を投じたものといひうるであらう。

しかし筆者は博士の見解に若干の疑問をもつ。
第一、まず経費膨脹法則の法則性について反省する必要があるのではなからうか。

第二、資本主義經濟の内在的矛盾との關聯のみからこの法則(あるいは傾向)をとしかあかそうとするのは、問題の解明にたいしていくぶん不充足ではなからうか。たとえ経費膨脹の傾向は近代の官僚行政や議會政治における経費膨脹をよるこぶ傾向と不可分にむすびついているといえなうであらうか。したがって近代西歐の國家、政治、行政、經濟などの合理化過程との關聯から経費膨脹法則をとらえる方がより意義がふかいような氣がする。もし經濟體制としての資本主義との關聯からのみこれをとらえたとすれ

一橋論叢 第三十七卷 第六號

ば、資本主義秩序と官僚行政、議會政治などの支配の構造とのあいだの入りくみを、財政政策決定問題を中心にしてときあかすべきであらう。

第三、いかなる経費種類が膨脹傾向にあるかなどの具體的内容的検討が必要ではなからうか。参照 G. Schmölde-
rs, Finanzpolitik, Berlin 1955, S. 125—140.

第四、もしワグナーに即して経費膨脹法則をかんがえるときには、ワグナーがこの法則の解明にあたって、事實の認識と政策的要求を混合させたとか、資本主義經濟の發展とこの法則との關聯が理解されていないという缺點を重視してはいけなとおもう。むしろワグナーが経費膨脹法則の官僚行政的側面などを指摘した卓見を賞すべきではなからうか。参照 Ad. Wagner, Grundlegenden der Volkswirtschaft, Leipzig 3. Aufl., 1893, S. 870—925. (第四は

井手博士の見解に直接關聯した疑問ではない。)

〔第三編〕 収入の分類はレブケにしたがって本源的收入^{〔4〕}と派生的收入とに區分される。この區分が重要なのは、經濟過程における財政經濟の地位の認識にとってこれが基本的重要なをもつとかんがえられるからである(一七〇ページ)。

〔4〕 本源的收入に關する博士の論述は廣汎でかつ詳細、示唆にとんだ内容のものである。

〔第四編〕 租稅論は量的にみるとおよそ本書の三分の一をしめしている。

「租稅とは國家がその主權(財政權)により個別的反對給付を與えることなく強制的に獲得する收入(貨幣又は財貨)であり、一般經費の財源として使用するものである。」(三〇二ページ) 租稅の目的は收入であるが、租稅の効果は收入をもたらすにとどまるものではない。従って「租稅徵收行為においても單に收入のみに固執することはゆるされず、ひろく租稅の經濟的社會的文化的作用を考慮し、公共需要充足を阻害せざるよう……留意しなければならぬ。」(三〇五ページ) 租稅にあつては收入目的が基本目的で他の目的(生産目的)は副次目的であるといつてよからう。そして兩目的が併立しているのである。もし收入目的と無關係の租稅のごときものが考えられるとすれば、これは政務收入のカテゴリーに入るのではなからうか。

〔5〕 井手博士の租稅の定義は形式的にみると普通の見解を代表しているといえよう。たとえば井藤半彌教授の定義(「財政學」四訂版、一九五六年、六四—七〇ページ参照)とほとんど同一であるといつてよからう。

〔6〕 井手博士の租稅の收入目的性の議論は、大體われわれが現代の租稅および租稅政策を直觀するときにおのずから生ずる感慨と一致するであらう。

しかし博士の見解に關聯して租稅の收入目的性にはつきのような疑問がうまれる。

(1) 租稅の本質把握のさいには租稅の目的と作用とを區分すべきではなからうか。そして本質把握は政策主體の目

的(意圖)にかゝらせてなすべきではなからうか。政策主體が課税にあたって課税の社會經濟的效果を非常に考慮することはありうる。しかしこのことは本来租税が經濟效果を目的として(意圖して)課せられるというところをいみするわけではない。しかしいかなる場合でも政策主體が收入を豫想しないで課税することはありえない。また事實問題としても現代においてもなお課税の收入動機の優越はみとめなければならぬであろう。

(2) 租税徴收目的と、徴收された租税收入の使用目的とはことなるものである。收入目的と他の目的とはディメンジョンがちがうのではなからうか。目的間の相互關係についてのもっと論理的反省をする必要がありはしないだろうか。

(3) 租税目的を租税に内在する意義というふうに解釋すれば租税は政策主體意圖がどうあろうとも事實上かならず收入をもたらず。このことは租税概念にとつてもっとも本質的な事態のひとつではなからうか。

(4) そもそもなぜこのように誤解をうみやすい租税目的を固執しなければならないかも疑問とすべきであろう。最近ノイマルクは課税の概念規定にさいして「課税の手段性(Instrumentalcharakter)」を強調して課税目的を重視しないう見解を表明している。この見解からすれば、ゲルロフのいわゆる Finanzsteuer と Ordnungsteuer の區分の

ごときが不必要となり、租税概念がすっきりしてくる。租税目的に關する議論のあいまいさを考えると、ノイマルクの見解にも聞くべき點があるようである。F. Neumark, Vom Wesen der Besteuerung, Beiträge zur Finanzwissenschaft und zur Geldtheorie, Festschrift für R. Stucken, Göttingen 1953. 参照

租税學說の意義については博士はつぎのように結論される。「そのとき、ところにおいて資本主義社會の確立發展に寄與するがごとき租税政策のありかたをしめしたものが當爲としての租税に關する學說(租税配分原則、租税原則學說)であり、さらにこの當爲としての租税に關する學說の理論的根據を興えんとしたものが存在としての租税に關する學說(租税の根據學說、租税の經濟作用に關する學說)ということができらるであろう」(二二一ページ)。

スミス、ワグナーの租税原則の意義は結局その當時の資本主義發展段階において生産力を維持促進するという基本目的にかかわらしてはじめて充分納得できる。兩者の原則の相違は資本主義的發展段階をことにするにしたがって生産原則の具體的あらわれかたが相違することから生ずる。いいかえれば租税政策原則としての生産原則に從屬する租税技術原則の相違なのである。資本主義時代のあらゆる學者の租税原則論は所詮租税技術原則論にはかならないであろう。

租税轉嫁に關する博士の論述は内容ゆたかなものである。

租税政策における經濟政策目的の優位性について博士はつきのように論ずる。「資本主義國家の租税政策においては經濟政策的要求が絶対優位をしめ、公正的要求はそれに從屬してきたとみることが出来る。すなわち經濟政策的要求に背馳するかぎり、公正的要求を放棄するか、もしくは公正的要求の内容を經濟政策的要求に合致するように變更して兩者の統一をはかるか、このいずれかの手段がとられてきたのである」(二八八—二八九ページ)。しかしこの經濟政策的見地とはまさに生産原則的見地なのである。

スマイス、J・S・ミル、ワグナーの租税學説は以上のような經濟政策的見地の優越という面から充分了解されるであろう。

〔第五編〕資本主義の發展にしたがつて公債政策は金融政策の一環としてのものから直接景氣政策そのものへと進展してきている。公債利子は經費面からみると移轉的經費であるが、所得分配の不平等の激化、大衆購買力の減退などの作用をもつ。

〔7〕本編ではスマイス、リカルドの公債作用論が詳細に紹介されている。博士の古典學派財政論への造詣のふかさが知れよう。

〔第六編〕豫算決算に關する制度や手續きの概要がこゝで説明されている。

〔8〕豫算の説明が制度、手續きの説明に終始していることは「近代財政學」の書名からしても若干不満足であろう。

三

きわめて一面的ではあったが以上をもって「近代財政學」の紹介をすませたことにしよう。博士独自の學説のうち若干のものについては、すでに前の諸註で筆者の感想をのべておいた。井手博士の創出にかゝり、かつ博士の學説の支柱といふべき「財政における生産原則の支配」という學説を最後に検討して本稿を終りたいとおもう。

經濟原則(合理原則)からうまれた從來の財政原則や租税原則は論理的にはかなり精密なものがある。しかしこれらはどうしても非歴史的・非社會的の傾向をもちやすい。しかもこれらは主として財政政策をなすべき規準であつて財政事態を理解すべき原理とはなりがたかつた。井手博士は從來の非歴史的な財政原則を財政技術原則とし、この技術原則の背後に歴史性をもつた政策原則としての資本主義生産原則が君臨するとかんがえた。博士は生産原則による財政および財政學説の理解という立場をとることによつて一方において財政と資本主義との關聯を明白にしようとした。すなわち公共性をモットーとする財政政策や財政事態が、實質的には階級的な性格をもたざるをえない所以をあきらかにしようとしたのである。他方生産原則學説によつて財政學説におけるイデオロギイの性格をばくろしようとした。こゝに財政と財政學説の歴史性(現實性といつても可からう)をみようとしたといえよう。他方生産原則をあくまで

も現實の事態の説明原理、理解原理たらしめようとしている。いいかえれば生産原則の支配をもって財政および財政學說の本質と觀じ、生産原則の支配をもって多様な財政と財政學說の説明原理としたわけである。

以上のごとく卓抜な問題意識と一貫した方法態度とが渾然一體をなしている博士の學問的努力には財政學界は多大の敬意をばらうべきであろう。しかし本稿では残念ながら生産原則學說にたいする筆者の感想をのべるだけでとどめねばならない。

まず生産原則の性格について反省してみよう。

「財政においては資本主義生産原則が支配する」という場合、いわゆる生産原則は財政のいとなまれる枠をしめすものにすぎないのではないかとこの疑問がおこる。これはスポーツにたとえると、グラウンドのごときのものであるといえるのではなからうか。グラウンドはスポーツの性格を大いに規定しよう。しかしこれだけではスポーツの種類とルールは依然明瞭ではないであろう。またグラウンドではバレーもバスケットもサッカーもできるのである。叱諭なしというならば、財政が生産原則によって規定されていると述べるだけでは財政現實がすっかりあきらかになつたとはいいがたいのである。生産原則は資本主義下のあらゆる經濟的諸事象(財政、經濟政策、社會政策など)を規制している枠である。したがってこれらの諸事象も財政とおなじく生産原則からなめられる(もしくははながめるべきである)。「生産原則の支配」の見地はいわば經濟諸事象の究極

の(?)見地なのである。だからこの見地をあまりつよく打ち出しすぎると經濟諸事象における分析はすべて灰色の一樣性をおびてしまうであろう。といつてもこれは生産原則學說自體の正當性を否定することにはならない。むしろ生産原則の打出しかたが問題であろう。財政學は財政をいちおう独自の領域もつた客觀的秩序として把握しなければならぬ。かくしてはじめて財政學が独自の學問とならう。井手博士の生産原則學說はたして財政の獨自性を留意しつゝ、財政の歴史性、社會性の把握をなしているであろうか。

筆者は井手博士の生産原則學說が財政現實の多樣さの内在的解明を若干おろそかにする傾向がありはしなかと心配する。井手博士は財政事態を説明する場合に、結局生産原則までたしかかえてゆく。そして「故に財政(あるいは租税など)においては生産原則が支配している」と結論して論述を終えるところが多い。また逆に現實の財政の説明において、これを生産原則の具體的表現として説明されていることもある。たとえば自由主義財政を生産原則の潜在的支配、獨占資本主義財政を生産原則の顯在的支配などと理解される。また自由資本主義財政においては量出制入原則や收支均衡原則が技術原則となつているが獨占資本主義財政ではこれらの技術原則は通用しない。この相違は結局生産原則の具體的あらわれ方の相違であるというように説明される。このような説明方法ではどうしても財政に内在的分析とはなりがたい。財政固有の事情の考慮がおろそか

になりがちである。いまの例をかりていえば、個々の財政事情の解明にとって重要なのは、そのときに支配的であった技術原則（收支均衡原則など）の背後に生産原則が支配していることを理解することではない。むしろある技術原則がなぜそのときにのみ登場せざるをえなかったかという事情を歴史的、具體的に理解することの方がより財政に即した理解であるといえよう。財政學としてはこの場合生産原則の次元をおしてよりも、力点を技術原則の次元において固有の財政事態の解明へせまってゆくべきであろう。たとえば資本主義初期の時代の財政困難の事情の理解や、所得税のイギリスタイプ（分類的、源泉方式）とドイツタイプ（総合的、申告方式）の對立と各々の生成の事情の解明などは生産原則から説明するにはかなりの中間項（戦争とか國民性とか）を要するであろう。

つぎに筆者は財政と生産原則との關係に再検討をくわえるべきだとかんがえる。井手博士にあっては資本主義生産原則と財政との關係が若干單線的な結びつきであるとおもわれる。かりに「財政における生産原則の支配」が文字どおり妥當するにしても、生産原則の構造をもつと財政的側面にかゝらわらして解明する必要があるのではないであろうか。そうしなければ財政の領域の獨自性への理解がすまないであろう。すなわち支配の構造（官僚制度、デモクラシー政治、經濟的利害などが社會體制としていかなる構造聯關をなしているか、また階級と國家權

力との關係など）と經濟活動との關係の社會學的解明がまず必要ではなからうか。いかえれば國家と資本の立場（經濟）との關係をとくに財政政策決定の側面から社會學的にときあかさなくてはならないとおもう。一言でいえば經濟體制としてではなく社會體制としての資本主義のもとにおける生産原則なり、財政なりを考へるべきではなからうか。財政政策決定の社會學論を社會體制としての資本主義の基盤のもとに構成すれば、「財政における生産原則の支配」がより生き生きと財政に即して把握され、同時に財政の歴史的、社會的把握への道ともなるのではなからうか。筆者が註1と註3でそれぞれ博士の財政の特性、經費膨脹法則の解明について疑問をさしはさんだのは、まさにこの點からなのである。

筆者が生産原則の検討に關聯して博士に期待したいのは、要するに第一、財政の歴史的個性的把握、第二、社會體制としての資本主義のもとにおける財政政策決定の社會學論である。この兩者の成否に財政學の中心概念としての生産原則學說の生死がかかっているとおもわれる。しがしこのふたつの事項の十分なる解明を期待することは概論書としての制約をもつ「近代財政學」では元來不可能である。筆者は財政學徒の一人として井手博士のこれらに關する次の勞作を財政學の飛躍のために期待してやまない。

（成城大學講稿）